

第23期第3回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月19日(金) 14時00分から14時40分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸(Web)、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、柴田孝夫、竹内眞澄、中澤芳江、濱町明恵、前田嘉広(計12名)
- 欠席委員 川竹佳子、問可証善、堀美菜
- 署名委員 澳本康之、中澤芳江
- 県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹
- 4 審議事項
 - 第1号議案 うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について
 - 第2号議案 うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について
 - 第3号議案 資源管理方針の変更について(くろまぐろ)
- 5 報告事項
 - 第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について
- 6 議事内容

飯田事務局長

ただ今より第3回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、第1号議案の追加資料、報告事項の資料について本日お配りしてありますのでご確認をお願いします。

また、7月からスーパーローカル高知家というキャッチコピーで高知を関西圏に売り出すプロモーションをしています。ピンバッチをお配りしますのでご活用ください。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は12名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。なお、浦尻委員はWEBでの参加となっています。

それでは会長、よろしくをお願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。暑い中ご出席いただきましてありがとうございます。

海面漁業、漁船漁業では黒潮の大蛇行が収束したのではというお話がございまして、大蛇行前の魚が戻ってきたり、大蛇行時の魚が獲れなくなったりということがあるかもしれませんので、県としては動向を注視しなが

ら、海況の状況に応じた支援を考えていきたいと思っていますので色々な声をお寄せいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは本日の会ですが、議案が3件と報告事項が1件でございます。

第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の一部変更について」、第2号議案の「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の一部変更について」になります。いずれもうなぎ稚魚の知事許可漁業における取扱等の変更についてお諮りするものでございます。これらの変更については、内水面漁業、海面漁業、養鰻等の関係者との意見交換などを踏まえて検討したもので、操業区域の見直しなどを行うものです。

第3号議案の「資源管理方針の変更について（くろまぐろ）」は、昨年度の中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）の結果を受け、全国で小型魚10%、大型魚50%の増枠が決定されました。ただし、この増枠には0歳魚の漁獲増加抑制の条件が付帯していきまして、このことについての進め方をご審議いただくものです。

報告事項「第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」につきましては、西日本ブロック会議の現時点での参加者や視察先についてご報告するものです。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

木下会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員の報告をいたします。本日の欠席委員は、問可委員、堀委員、川竹委員です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本康之委員と、中澤委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は関連していますので、一括して議題とします。事務局からの説明を求めます。

木村次長

それでは資料1をお手元にご準備ください。第1号議案の「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」ご説明します。

資料1ページをお願いします。諮問文を朗読します。

7高漁管第487号、令和7年9月10日。高知海区漁業調整委員会 会長 木下 清 様、高知県知事 濱田 省司。うなぎ稚魚漁業の許可方針について高知県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可方針を変更したいので、貴会の意見を伺います。

資料 46 ページをお願いします。

まず、許可方針の変更の概要についてご説明する前に、令和 6 年度、前年度のうなぎ稚魚漁業の実績についてご説明をさせていただきます。

前年度の漁期については令和 7 年 1 月 1 日から 3 月 31 日となっております。2 つめの丸の許可数の表を見てください。許可数については、上限が操業地区 44 地区に許可数が 115 件、従事者数が 2,441 人となっておりますが、実際に許可した件数は 43 地区に 44 件、従事者が 2,416 人でした。

3 つめの丸の採捕量の表を見てください。採捕量については 1 月から 3 月までの合計は 563.246kg となっております、採捕量上限の 600.3kg には達しておりません。そのため、前年度の漁期に採捕停止を発出するようなことはありませんでしたが、過去 5 年間の採捕量平均を大きく上回る豊漁となりました。

次に、資料 47 ページをご覧ください。

こちらは令和 5 年度から許可漁業化しましたうなぎ稚魚漁業の許可方針の概略となっております。左上の 1 の令和 5 年度の知事許可漁業への移行をご覧ください。

令和 5 年 12 月 1 日にシラスウナギが特定水産動植物に指定され、採捕が可能な場合は、許可漁業又は漁業権に基づいて漁業を営む場合となっております。そのため、令和 5 年度にシラスウナギの採捕を特別採捕許可から知事許可漁業に移行しました。

2 のうなぎ稚魚漁業の許可の申請と交付をご覧ください。許可を受けようとする者は直接採捕、集荷する場合は不要ですが、必要に応じまして実際にシラスウナギを採捕する人である「漁業従事者」と採捕したシラスウナギを集荷する「集出荷する者」を構えていただき、高知県に許可申請をしていただきます。

①の許可の申請については、「県内に住所を有する個人又は法人」、「操業区域の漁業権者の同意」、「操業区域に隣接する内水面漁協の同意」を全て満たした者となります。

②の許可の交付については、操業区域ごとの許可すべき数に応じて許可することになります。許可すべき数の上限を上回る申請があった場合には「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」で許可を受ける者を決定していきます。基準の優先順位についてですが、更新する者が優先される内容となっております。

右四角の 3 のうなぎ稚魚漁業によるシラスウナギ採捕、集荷、販売をご覧ください。こちらは実際のシラスウナギのながれを示しています。漁業従事者が採捕したシラスウナギは集出荷する者が集荷し、許可を受けた者が県内外の養鰻事業者に販売します。採捕量、集荷量、販売量は全て県に

報告するようになっております。また、県ではこの報告が正しく行われているかを確認するために立ち入り検査を実施することもあります。以上が、うなぎ稚魚漁業の許可の概略となっております。

次に、資料 51 ページをご覧ください。

こちらはうなぎ稚魚漁業のスケジュールとなっております。令和 7 年 7 月までに関係者の意見をお聞ききしたうえで、許可制度の課題抽出を行い、令和 7 年度の許可方針の素案を作成しました。令和 7 年 8 月 21 日に令和 7 年度許可見直しに係る意見交換会としまして、内水面、海面、養鰻の関係者、令和 6 年度に許可を受けた者等との意見交換を行いました。意見交換では、区域変更、漁業従事者数の考え方、取締機関への要望についてのご意見をいただきました。

次に意見交換を踏まえて許可方針の案を作成しまして、9/2 に内水面漁連組合長会での説明を行いました。その会では許可を受けた者への指導徹底についてのご意見をいただきました。さらに、許可方針と基準の案については、令和 7 年 8 月 28 日から同年 9 月 8 日までの 12 日間に意見公募いわゆるパブコメを行いました。この意見公募の結果と回答についてご説明いたします。

本日お配りした資料をご覧ください。うなぎ稚魚漁業の許可方針についての意見公募結果と記載のある表面をお願いします。

提出された意見は 1 名から 5 件となっております。うち 3 件はうなぎ稚魚漁業の許可方針に係る意見ではないため、回答は行いません。

残る 2 件については、1 つ目のご意見が「うなぎ稚魚漁業の採捕期間が 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 90 日間に定めた根拠は」というもので、これに対する、県の回答の案としましては、

「採捕期間については、令和 5 年度の特別採捕から知事許可漁業への移行に際し、以下のことを踏まえるとともに、関係者等への説明会や意見交換を行い、1 月 1 日から 3 月 31 日の 90 日間としております。

①うなぎ稚魚（以下、「シラスウナギ」という。）の採捕報告によると、近年は 2～3 月が主漁期であること②内水面漁業関係者からシラスウナギの採捕の際に混獲されたアユ仔稚魚が岸壁に放置されているという情報があったこと③内水面漁業センターの調査によると 11～12 月に集魚灯へのアユ仔稚魚の蝟集が多く、すくい網による混獲が懸念されたこと④多くの関係者から採捕期間中にシラスウナギを効率的に漁獲できるといわれている新月を 3 回入れて欲しいと要望があったこと。

なお、令和 6 年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております」と回答する予定でございます。

2 つ目のご意見は、「うなぎ稚魚漁業の高知県の採捕数量を 600.3kg にしている根拠は。」というもので、これに対する、県の回答の案としまし

て、「シラスウナギの採捕数量については、水産庁からウナギの資源管理に関して次のとおり技術的助言がありました。

①国内のシラスウナギの池入れ数量は、内水面漁業の振興に関する法律に基づき全国的な上限が設定されており、都道府県において採捕数量の上限を定める必要はないこと②これまで、特別採捕の運用において、採捕数量の上限が自県の池入れ数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をされていることが指摘されてきていること③合理的な根拠のない採捕数量の制限を条件とすることは適当でないこと。

上記①の県で採捕上限を定める必要にないということに関しては、本県河川におけるウナギ成魚の漁獲量は1990年代から減少し、現在も低迷していることを踏まえ、本県河川に遡上するシラスウナギの保護が必要との認識から採捕数量の上限を設定しました。

また、数量につきましては、上記②及び③のとおり数量制限する場合は根拠あるものとするとの助言を踏まえ、内水面漁業の振興に関する法律に基づく本県の養鰻業におけるシラスウナギの池入れ上限である600.3kgを根拠として採捕数量の上限としました。

なお、採捕期間と同様に採捕数量につきましても、関係者等への説明会や意見交換を行うとともに、令和6年度以降も関係者への説明会等を通じ、取扱方針を検討しております。」と回答する予定でございます。

資料51ページのスケジュールにお戻りください。意見交換会と意見公募を踏まえまして、許可方針、制限措置の変更案を作成しまして、本日、内水面漁場管理委員会に諮問させていただきました。

資料45ページをお願いします。

令和7年度のうなぎ稚魚漁業の許可方針案についてご説明させていただきます。まず(1)の許可方針案の概要をご覧ください。許可方針の主要部分は変更しておりません。採捕量の上限は県内採捕量600.3kg、国全体で21.7トンとなっており、漁業時期は1月1日から3月31日までの約90日間、操業区域は44地区、許可数の上限は115件、報告徴収は漁業法176条に基づく罰則付きの報告義務となっており、これについては変更しません。

次に、(2)の主な変更点になります。表の左が変更内容、右がその理由となっております。

まず、①としまして、漁業従事者数の上限を2441人から2416人に削減します。理由は適切な管理のため前年度実績を上限としているためです。②は操業区域の一部変更です。理由は操業の適正化を図るためとしています。③は採捕に係る報告について、指定様式に加えて電子サービス等による報告も可能とするための変更です。理由はデジタル化による報告の簡略

化及び迅速化を図るためです。

変更点の詳細についてご説明しますので、資料 48 ページをお願いします。①の漁業従事者の上限の変更になります。漁業従事者数の上限については前年度は 2441 人でしたが、本年度は 2416 人に変更します。変更理由については、適正な操業指導及び漁業管理の観点から各区域の従事者数の上限に対して申請がなかった従事者数を翌年度削減することとしており、前年度の漁業従事者数を上限としております。変更のあった区域は奈半利、小筑紫、片島、高知市内水面及び福良川となります。

次に資料 49 ページをお願いします。令和 7 年度の 2 つ目の変更である、操業区域の見直しについてご説明します。

まず①の小筑紫及び福良川の操業区域の変更についてご説明しますので、資料右側の図をご覧ください。

現在、福良川と小筑紫の操業区域は隣接しており、従来の境界線を境に川の上流側が福良川の操業区域、海側が小筑紫の操業区域となっております。現状、福良川の漁業従事者は小筑紫との境界線付近に密集して採捕を行っており、操業に支障が出ている状況にあります。一方で、小筑紫の漁業従事者については、境界線付近で採捕を行っている者はほとんどいないことから、図にありますように、従来の境界線から変更後の境界線に境界線を改めることによって、福良川の操業区域を海側に拡大するとともに、小筑紫の操業区域を縮小するための変更を行います。

次に②の仁淀川の操業区域の変更についてご説明します。現在の仁淀川の操業区域のうち、上流側の境界線は、図の従来の境界線となっております。この線は、かつて漁業従事者が左岸から川に入る際の通路をもとに定められており、川に入ってからすぐ下流側が操業区域となるように設定されておりました。しかし、現在、ダムの放水等によって地形が変わり、川に入るための通路がより上流側にあります。漁業従事者は川に入った後に下流側に移動してから採捕を行う必要があり、操業区域を誤ってしまう恐れがあります。このため、入川位置と境界線を合わせることを目的に、変更後の境界線を上流側の境界線とするための変更を行います。

次に資料 50 ページをお願いします。

令和 7 年度の 3 つ目の変更は、指定様式による採捕報告に加えて、電子サービス等を活用した報告も可能とするための変更です。

前年度までは採捕量、集荷量及び販売量の報告は様式 1 によって行うことを義務づけておりましたが、今年度からは報告内容を満たしていることを条件に電子サービス等による報告を認めます。変更理由は、許可を受けた者の報告について、デジタル化による簡略化及び迅速化を図るためとなっております。以上が、前年度からの主な変更点となります。

資料 52 ページをお願いします。

水産庁からの技術的助言である「令和 8 年漁期におけるうなぎの持続的利用のための資源管理の推進について」を参考資料として資料 52 ページから 58 ページにつけております。前年度から特段の変更はございませんでしたので説明は省略させていただきます。

次に第 2 号議案のうなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について、ご説明しますので、資料 2 をお願いします。

資料 2 の 1 ページをお願いします。諮問文を朗読します。

7 高漁管第 487 号 高知海区漁業調整委員会様 高知県漁業調整規則第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の制限措置を変更したいので、同規則第 11 条第 3 項の規定により諮問します。令和 7 年 9 月 10 日 高知県知事 濱田 省司。

まず資料 2 の構成についてご説明します。資料 2 ページから 3 ページまでが制限措置の変更の告示案、資料 4 ページから 6 ページまでが新旧対照表となっております。

資料 4 ページをお願いします。

左が新、右が旧となっており、変更点には下線を引いております。

制限措置の内容は、うなぎ稚魚漁業の許可方針の第 5 条に掲げる漁業種類、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、操業区域ごとの許可すべき漁業者の数、漁業を営む者の資格となっております。これらの内容は許可方針と同一のもので、許可方針に変更があった場合に、制限措置の内容も同様に變更いたします。制限措置の變更内容については、さきほど許可方針の變更でご説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

表中中央部に記載されております、3 の許可を申請すべき期間をご覧ください。

制限措置に許可申請期間をいれて告示しますので、許可申請期間を令和 7 年 10 月 9 日から同年 11 月 9 日とします。以上が第 2 号議案の説明となります。

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。資料 1 にお戻りください。資料 1 の 51 ページをお願いします。資料の中ほどをご覧ください。9 月 17 日に内水面漁場管理委員会を開催しております、許可方針、制限措置の變更について諮問し、適当であると答申いただいております。そして、本日海区漁業調整委員会に諮問し、適当であると答申をいただきましたら、許可方針と制限措置を変更します。先ほどご説明しましたが、申請期間は 10 月 9 日から 11 月 9 日の間を予定しており、10 月上旬、10 月 8 日に決定しましたが「うなぎ稚魚漁業の許可申請の手続きに係る説明会」を開催します。審査期間は 11 月 10 日から 11 月 30 日で、12 月 1 日頃に許可を受ける者に許可証を交付します。そして、令和 8 年 1 月 1 日か

ら漁期が開始となる予定です。すいません資料の左下R7になっていますが、8の間違いです。

最後に、これらについて本日、答申をいただきましたら、制限措置については県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

以上で第1号議案、第2号議案についてのご説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

石田委員

情報があれば教えていただきたいのですが、本日配られましたパブリックコメントの資料について、意見の2番で水産庁の技術的助言では、数量の上限を設定する必要はないとのことですが、資源状況等を鑑みて高知県では600.3キロを上限としている。このことは私としては適当だと思っておりますが、他の都道府県でも上限を決めているところが多いのでしょうか。

木村次長

他の県で定めているところは少ないですけれども、例えば静岡県であれば2トンなど定めている県もございます。県として資源管理が必要であると考えている県は上限を設定しているようです。

木下会長

他にございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。
第1号議案「うなぎ稚魚漁業の許可方針の変更について」、第2号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置等の変更について」は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案、第2号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

続きまして、第3号議案、「資源管理方針の変更について(くろまぐろ)」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

宮澤主幹

それでは、第3号議案、資源管理方針の変更について、事務局からご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料3の1ページをお願いします。

ここでは、昨年12月に水産庁が公表した中西部太平洋まぐろ類委員会、通称WCPFCの第21回年次会合の結果を示しています。この中で、我が国のくろまぐろの漁獲可能量は、小型魚が4,007トンから4,407トンに400トンの増加、大型魚では5,614トンが8,421トンと2,807トンの増加となりました。この結果、今年度に本県でも漁獲可能量の追加配分があったところです。ここで、2ページをお願いします。2ページの上側にある①漁獲上限の小型魚に関してアスタリスク1に記載されていますとおり、漁獲上限の増加にあたって、0歳魚（2キログラム未満）の漁獲が増えないよう努めることが合意に含まれております。このため、国としてなんらかの取り組みを行うことが国際的に求められています。

次に3ページをお願いします。ページ上段にくろまぐろの融通制度に関する水産庁の資料を載せております。この制度は、大臣管理区分である大・中・小型まき網漁業と知事管理区分の都道府県の間で漁獲枠を融通する仕組みに関して、水産庁が新たに示しているものです。これによると、新たな枠組みで大・中・小型まき網漁業で漁獲量が余った場合に、その残りの漁獲枠から都道府県が融通を受ける場合には、融通スキームの③に記載されているとおり、資源管理協定等にくろまぐろ小型魚保護の取り組みを記載し、実施している都道府県を優先するとされております。

3ページの下段には、くろまぐろ0歳魚の取り扱い状況について、他県に聞き取りした結果を示しております。ある県においては、資源管理方針に定置漁業は1.5kg未満の小型魚の漁獲をしない旨を明記されていたり、別の県では漁獲可能量の7割を超えた場合には漁業者は全長45センチ未満の生存個体の放流に努める旨が明記されています。以前から小型のくろまぐろの保護を先行的に行ってきた一部の都道府県では、すでにくろまぐろ0歳魚の取り扱いを資源管理方針に記載している状況となっています。

本県においては、30キログラム未満の小型魚は毎年、期間別の漁獲量はその期間の漁獲枠を超えて採捕停止命令を発出する事態が生じており、水産庁に対して融通による追加配分の要望を行っている状況であることから、十分な漁獲可能量を確保するためには引き続き機会をとらえて融通要望をしていく必要があります。このことから、融通を受けるために最低限必要な事項を資源管理方針へ記載していく必要があると考えられますし、また、実際に0歳魚の保護等の取り組みに対する意見等を聴取する必要がありますので、その進め方についてこれまでのくろまぐろの資源管理方針の変更の手続きと同様に資源管理検討部会に付託して検討していただくよう進めたいと考えています。

事務局からの説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第3号議案、「資源管理方針の変更について（くろまぐろ）」は、その検討を漁業管理検討部に付託することにしてよろしいですか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第3号議案は、漁業管理検討部に付託することといたします。

木下会長

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「第60回全国海区漁業調整委員会連合会西日本ブロック会議について」事務局の説明を求めます。

永野チーフ

それでは、資料4をお手元にご用意お願いいたします。

本年度、全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の西日本ブロック会議が高知県で開催となっていますので、その予定等につきまして報告させていただきます。

まず、1ページをお願いします。

日程は11月6日と7日で決定いたしました。開催場所は新阪急ホテルです。

1日目は、14時から西日本ブロック会議を行います。次第は、記載のとおりです。

議事は例年どおりの内容となっています。また、情報交換としては、兵庫県明石市で共同漁業権の対象種であるマダコについて、漁業者と遊漁者による漁場と資源の利用ルールを作っている事例に関して、兵庫県から話題提供をいただくよう調整中です。

その後、同日18時から20時まで意見交換会を実施します。

2ページ目をご覧ください。2日目は、現地視察の行程表になります。現地視察は、中土佐町久礼の津波避難タワーの見学及び大正町市場の見学を行った後、上ノ加江に移動し、わかしやの漁業体験活動を見学していただきます。

現時点での県外参加者は、25名です。

委員の皆様におかれましても、当日の出席について、別紙の出席確認表にご記入をお願いいたします。

出席される場合の報酬及び旅費は、規程に基づきお支払いいたします。

なお、1日目の意見交換会の飲食代については、お一人あたり8,000円をご自身で負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

また、2日目の現地視察は、必ずしも参加が必要なものではありませんが、ご希望の場合は、こちらにも記載をお願いします。以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ないようですのでそれでは、これをもちまして、第3回海区漁業調整委員会を閉会といたします。

本書は、第23期第3回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 澳本 康之 _____

議事録署名委員 中澤 芳江 _____